

宮 介 第 6 7 号
令和 4 年 4 月 1 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

「感染拡大緊急警報」の延長に伴う要請について（依頼）

このことについて、県長寿介護課から下記のとおり依頼文書が出されましたので、通知いたします。

2 4 3 - 2 3 3 7

令和 4 年 3 月 3 1 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

「感染拡大緊急警報」の延長に伴う要請について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。感謝申し上げます。

各高齢者施設・事業所におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいただいているところですが、県内の新規感染者数は高止まりし、会食等のクラスターが再び増加傾向となっております。

このような中、「感染拡大緊急警報」が4月24日まで延長されるとともに、引き続き県内全域が「感染急増圏域（赤圏域）」に指定されることとなりました。

つきましては、高齢者等への感染拡大を防止するため、下記のとおり要請することとなりましたので、御理解と御協力をお願いします。

記

1 面会について

4月24日（日）までの間、引き続き、緊急やむを得ない場合を除き対面での面会を制限し、ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします。

2 健康管理の徹底について

発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状（咳、咽の痛み・違和感など）であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、積極的に受診していただくようお願いします。

また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温計測を徹底するとともに、発熱、咳、咽の痛み等の症状が認められる場合は出勤しない・させないようお願いします。

3 会食について

会食は、一卓4人以下・2時間以内でテーブル間の席の移動は控え、家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします。

(参考資料) ※3月29日知事会見資料から抜粋

【資料1】クラスター発生状況

【資料2】感染拡大緊急警報の延長

(問い合わせ先)

長寿介護課 施設介護担当・居宅介護担当

TEL : 0985-26-7058 FAX : 0985-26-7344